

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
・金融資産課税の見直しを検討する。	財務省・総務省・金融庁	・平成15年度税制改正において、上場株式等の配当及び公募株式投資信託の収益分配金並びに上場株式等の譲渡益について、20%源泉徴収で納税が完了する仕組み（申告不要）を導入するとともに、今後、5年間10%の優遇税率を適用する。また、公募株式投資信託の償還（解約）損と株式等譲渡益との通算を可能とすることとしている。	第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。		①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。

## 二. 金融システム改革

<p>(直接金融市場の整備) ・金融庁は、四半期開示に向けた取組みを強化すると の観点から、取引所等に対し、その進め方等を明らかに する行動計画の策定を、6月中に要請する。</p>	<p>金融庁</p>	<p>各証券取引所等に対し、四半期開示に向けた取組みの進め方等を明らかにする行動計画の策定を、14年6月下旬に要請。</p>	<p>各証券取引所等においては、上場企業等に対し、 ①15年4月以降に開始する事業年度から「四半期業績の概況」の開示を義務付けるとともに、 ②16年4月以降に開始する事業年度を目標に「四半期財務・業績情報」の開示を義務付ける ことを内容とする「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」を14年7月までに公表済。  四半期開示に向けた取組みにかかるスケジュールを明示したことにより、四半期開示の必要性及び緊急性についての認識が浸透。</p>		
<p>・金融庁は、株式投資単位の引下げについて取引所等を通じ企業側に一層の推進努力を求める。</p>	<p>金融庁</p>	<p>各証券取引所等においては、投資単位の高い会社に対し投資単位の引下げを継続的に要請している。</p>	<p>上場会社等に投資単位の引下げを継続的に要請した結果、投資単위가50万円未満である会社の割合は増加しており、投資単位の引下げは着実に進展している。  (参考) 全上場会社等に占める投資単위가50万円以下の会社の割合の推移 13年3月末 67.9% 14年3月末 76.6% 14年12月末 86.2%</p>	<p>投資単位の引下げは着実に進展しているものの、未だ投資単위가100万円超の会社が約3%(105社)ある。</p>	<p>各証券取引所等においては、引き続き投資単位の高い会社に対し投資単位の引下げを要請していくとともに、3月決算会社以外の投資単位の高く投資単位の引下げに消極的な会社に対しても、順次、投資単位の引下げの勧告を実施し、勧告を行ったにもかかわらず、次の事業年度末までに勧告に沿った対応が行われなかった場合には、その旨を公表する予定。</p>

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>二. 金融システム改革</b>					
1.新しい金融システムの枠組み (1)安心できる金融システムの構築 (イ)決済機能の安定確保	金融庁	・「預金保険法の一部を改正する法律案」を第155回臨時国会に提出。	・法律公布(12月18日)。関係政省令公布(1月22日)。		・17年4月のペイオフ解禁に向け必要な準備を進める。
(ウ)モニタリング体制の整備	金融庁	・「金融問題タスクフォース」を年内立上げ。公認会計士、弁護士、学者、産業界関係者、金融実務家等からメンバーを選定。	・タスクフォースを設置、メンバー公表(12月27日)。第1回会合(1月22日)、第2回会合(2月26日)、第3回会合(3月13日)を開催。		・タスクフォースを随時開催。
(2)中小企業貸出に対する十分な配慮 (ア)中小企業貸出に関する担い手の拡充(銀行免許認可の迅速化)	金融庁	・銀行免許認可の迅速化については直ちに対応。 ・中小企業貸出信託会社については、速やかに検討。あわせて、信託業について金融審議会において幅広く検討。	・信託業については金融審議会の下でのWGにおいて検討中(11月27日、12月27日に信託WG開催)。		・中小企業貸出信託会社については、速やかに検討。あわせて、信託業について金融審議会において幅広く検討。
(イ)中小企業再生をサポートする仕組みの整備(RCC信託機能の活用スキームの創設等)	金融庁	・中小企業再生信託型スキーム(RCC信託機能の活用スキーム)の創設。「オフバランス化につながる措置」の明確化をあわせ公表(11月22日)。	・中小企業再生信託型スキーム(RCC信託機能の活用スキーム)の創設。「オフバランス化につながる措置」の明確化をあわせ公表(11月22日)。 ・これらにより、再生可能性のある中小企業の再生と主要行の不良債権処理促進との両立を図る。		・15年3月期末に向け、金融機関による当該スキームの活用を促す。
(ウ)中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	金融庁	・平成15年3月期決算から適用。	・みずほHDに対して業務改善命令を発出(1月31日)。		・引続き各期決算において対応。

<p>(エ)中小企業の実態を反映した検査の確保</p>	<p>金融庁</p>	<p>・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の経営実態に応じた検査を実施。 ・検査マニュアル別冊(中小企業融資編)に関する説明会等の集中的実施。</p>	<p>・財務局長へ指示(11月15日)。</p>		<p>・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の経営実態に応じた検査を実施。</p>
<p>(オ)中小企業金融に関するモニタリング体制の整備 ①「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設</p>	<p>金融庁</p>	<p>・金融庁に開設(10月25日)。財務局等に開設(11月1日)。 ・PR用チラシを作成し、各財務局・財務事務所に加え、地方自治体、商工会・商工会議所などに順次配付済み。</p>	<p>・金融庁に開設(10月25日)。財務局等に開設(11月1日)。 ・PR用チラシを作成し、各財務局・財務事務所に加え、地方自治体、商工会・商工会議所などに順次配付済み。</p>		
<p>②「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施(ホットラインで得た情報の整理・分析体制の整備等)</p>	<p>金融庁</p>	<p>・ホットラインで得た情報の整理・分析体制を整備し、その情報を検査・監督で活用。重大な問題があると判断される場合には、その金融機関に対して報告を徴求するほか、必要があれば検査を実施し、適切な行政処分。</p>	<p>・関連部局に情報分析担当者を配置。整理分析された情報を検査・監督に随時活用。</p>		<p>・整理分析された情報を検査・監督に随時活用。</p>

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>イ. 税制改革</b>					
株式に係る課税の簡素化や貯蓄から投資への改革のための金融・証券税制の大胆な見直しを行う。	財務省・総務省・金融庁	平成15年度税制改正において、上場株式等の配当及び公募株式投資信託の収益分配金並びに上場株式等の譲渡益について、20%源泉徴収で納税が完了する仕組み（申告不要）を導入するとともに、今後、5年間10%の優遇税率を適用する。また、公募株式投資信託の償還（解約）損と株式等譲渡益との通算を可能とすることとしている。	第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。		①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。
<b>ハ. 規制改革</b>					
2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化 (1) 証券市場の構造改革の推進 ・幅広い投資家の市場参加を促進するため、最低資本金の引下げや販売代理店制度の導入によって、証券会社を通じた販売チャネルの拡充等を行う。	金融庁	証券会社と顧客との間の証券取引の仲介を行う証券仲介業制度の導入について、「証券取引法等の一部を改正する法律」（案）に所要の措置を盛り込み今回国会に提出する。	「証券取引法等の一部を改正する法律」（案）を今回国会に提出済（3月14日）。		最低資本金の引下げについても、平成16年4月の実施を目指し、所要の政令改正を行う予定。

## 二. 金融システム改革

<p>2. 資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化</p> <p>(1) 証券市場の構造改革の推進</p> <p>・幅広い投資家の市場参加を促進するため、最低資本金の引下げや販売代理店制度の導入によって、証券会社を通じた販売チャネルの拡充等を行う。</p>	<p>金融庁</p>	<p>証券会社と顧客との間の証券取引の仲介を行う証券仲介業制度の導入について、「証券取引法等の一部を改正する法律」(案)に所要の措置を盛り込み今国会に提出する。</p>	<p>「証券取引法等の一部を改正する法律」(案)を今国会に提出済(3月14日)。</p>		<p>最低資本金の引下げについても、平成16年4月の実施を目指し、所要の政令改正を行う予定。</p>
---	------------	--	--	--	--

C. 豊かな生活 安心・安全	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
<b>イ. 税制改革</b>					
<p>○今後の経済社会の構造変化等に対応した望ましい税制の構築に向けて、政府税制調査会において、今後とも引き続き、所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保等、幅広い観点から検討を行う。とりわけ貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制の構築に取り組む。</p>	<p>財務省・総務省・税制調査会</p>		<p>・税制改革については、昨年6月に政府税制調査会において「あるべき税制の構築に向けた基本方針」が取りまとめられるとともに、税制改革の基本を含む「基本方針2002」が閣議決定された。さらに、それらも踏まえ、平成15年度税制改正で広範にわたる各税にわたる改正を行うこととしている。</p>		<p>①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段により情報提供を行う。 ②・③「基本方針2002」や「あるべき税制の構築に向けた基本方針」を踏まえ、更なる検討を行う。</p>
<b>ロ. 歳出改革</b>					
<p>○既存集合住宅に関するIT化工事の実態を踏まえ、区分所有法の解釈を提示するほか、新築集合住宅に関するIT化標準を策定する。</p>	<p>国土交通省 総務省 経済産業省 法務省</p>	<p>インターネット対応マンションの実態調査を実施するとともに、「インターネットアクセスの円滑化に向けた新築共同住宅情報化標準」を策定した。(平成14年3月)</p>	<p>インターネット対応マンションの実態を把握するとともに、新築の共同住宅の情報化に際しての基本的な考え方が示されるとともに、技術的な指針が示された。</p>		<p>③「インターネットアクセスの円滑化に向けた新築共同住宅情報化標準」は14年7月に「インターネットアクセスの円滑化に向けた共同住宅情報化標準」として既存住宅も対象とした。このため、インターネットアクセスの円滑化に向けた共同住宅情報化標準について普及促進を図る。</p>
<p>○既存集合住宅に関するIT化標準を策定するとともに、改修のための合意形成マニュアル、技術指針を作成する。</p>	<p>国土交通省 総務省 経済産業省</p>	<p>「インターネットアクセスの円滑化に向けた共同住宅情報化標準」等を策定した。(平成14年7月)</p>	<p>共同住宅の情報化に際しての基本的な考え方が示されるとともに、技術的な指針が示された。</p>		<p>③引き続き同標準および指針の普及促進を図る。</p>

<p>○「IT人づくり計画」を実施する。(学校の高速・超高速インターネット接続の推進、コンテンツの制作・流通の促進、教員のIT指導力の向上、国民の情報リテラシー向上、IT職業能力の開発、専門的IT人材育成等)</p>	<p>総務省</p>	<p>・高齢者・障害者等誰もが容易にITを利用できるバリアフリー型のIT利用拠点の整備として、3件(岡山県岡山市、神奈川県二宮町、宮城県矢本町)の補助金交付決定を実施した。平成14年度末までに、全国7ヶ所において、地域におけるIT利用拠点の整備を実施。なお、平成14年6月に、施策の名称を従来の「情報バリアフリー・テレワークセンター施設整備事業」から「IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業」に変更。</p>	<p>・整備されたセンター施設では、高齢者・障害者がIT機器を利用し、ホームページの作成や会議資料の電子化、文書の点字変換等の仕事に従事しており、高齢者・障害者の能力を活用した就業機会の拡大、ITを利用した自立が促進されている。</p>	<p>・高齢者・障害者のIT利用を進め、ITを活用した就労、自立や社会参加を一層促進するために、引き続き本施策を継続するとともに、国民の理解を深め、意識の向上のための周知・広報等の充実を図ることが課題となっている。</p>	<p>バリアフリー型のIT利用拠点の整備について、引き続き15年度以降も事業を実施するとともに、関連機関誌等を活用し、事業の周知・広報を実施する予定。 (予算施策名) IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業 (政府予算案) 1.43億円</p>
<p>ホ. その他の制度改革</p>					
<p>・IT基礎技能講習講習事業等の成果を踏まえた国民の情報リテラシーの向上施策として、地域ITリーダーの育成・確保やIT基礎技能習得等住民サポート事業を推進。</p>	<p>総務省</p>	<p>地域ITリーダーの育成・確保経費、住民サポートセンター運営経費を地方財政措置。(平成14年度 150億円程度)</p>		<p>普通交付税に算入されている施策であることを地方公共団体に周知し積極的な取組を促す。</p>	<p>・①第156回国会会期末 ②平成15年末 ③それ以降 各区分を通して地方財政措置を行い、地方単独事業の取組を促す。</p>
<p>○インターネットサービスプロバイダ等の責任ルールの整備のために、法案を提出する。</p>	<p>総務省</p>	<p>・インターネットサービスプロバイダ等の責任ルールの整備を内容とする「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が第153回国会において成立、平成14年5月27日に施行。また、関係団体による自主的ガイドラインの策定を支援</p>	<p>・インターネット上の情報の流通により権利の侵害が発生した場合のプロバイダ等の責任の範囲を明確化したことにより、プロバイダ等の自主的判断が促進される。</p>		<p>①②③ 今後とも、同法の周知を図るとともに、関係団体による自主的ガイドラインの改訂・周知等の支援を行う。</p>
<p>○既存集合住宅に関するIT化工事の実態を踏まえ、区分所有法の解釈を提示するほか、新築集合住宅に関するIT化標準を策定する。</p>	<p>国土交通省 総務省 経済産業省 法務省</p>	<p>インターネット対応マンションの実態調査を実施するとともに、「インターネットアクセスの円滑化に向けた新築共同住宅情報化標準」を策定した。(平成14年3月)</p>	<p>インターネット対応マンションの実態を把握するとともに、新築の共同住宅の情報化に際しての基本的な考え方が示されるとともに、技術的な指針が示された。</p>		<p>③ 「インターネットアクセスの円滑化に向けた新築共同住宅情報化標準」は14年7月に「インターネットアクセスの円滑化に向けた共同住宅情報化標準」として既存住宅も対象とした。このため、インターネットアクセスの円滑化に向けた共同住宅情報化標準」について普及促進を図る。</p>



<p>○既存集合住宅に関するIT化標準を策定するとともに、改修のための合意形成マニュアル、技術指針を作成する。</p>	<p>国土交通省 総務省 経済産業省</p>	<p>「インターネットアクセスの円滑化に向けた共同住宅情報化標準」等を策定した。(平成14年7月)</p>	<p>共同住宅の情報化に際しての基本的な考え方が示されるとともに、技術的な指針が示された。</p>		<p>③ 引き続き同標準および指針の普及促進を図る。</p>
<p>○学校、図書館等の超高速インターネット接続の推進や関連するIT環境の整備等を通じ、学校等の情報化を推進する。</p>	<p>総務省・文部科学省</p>	<p>・地域の教育等の高度化を実現するため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援しているところであり、平成15年2月までに598事業で交付(貸付)決定。</p>	<p>平成15年2月までに約6,500校の学校を高速のネットワークで整備。(整備中を含む。)</p>		<p>・「e-Japan重点計画-2002」で掲げられた、2005年度までの概ねすべての公立小中高等学校等の高速インターネット常時接続を目指して、引き続き、地域イントラネット基盤施設整備事業等により、学校のIT環境の整備に取り組んでいく予定。 ○平成14年度補正予算 地域イントラネット基盤施設整備事業 24,365百万円 ○平成15年度政府予算案 ①地域イントラネット基盤施設整備事業 3,963百万円 ②地域公共ネットワーク基盤整備事業 2,042百万円</p>
<p>○電子政府の情報セキュリティ確保等のため、セキュリティポリシーに関するガイドラインを改訂するとともに、暗号技術の評価等を実施する。</p>	<p>総務省 経済産業省</p>	<p>総務省及び経済産業省において、共同で暗号技術検討会を開催し、暗号技術の評価等を実施。</p>	<p>2003年2月に、左記の暗号技術評価に基づき、「電子政府」における調達のための推奨すべき暗号のリストを決定。 また、同年同月、各府省において、可能な限り、上記リストに掲載された暗号の利用を推進する旨を合意。</p>		

<p>○「IT人づくり計画」を実施する。(学校の高速・超高速インターネット接続の推進、コンテンツの制作・流通の促進、教員のIT指導力の向上、国民の情報リテラシー向上、IT職業能力開発、専門的IT人材育成等)</p>	<p>総務省・文部科学省</p>	<p>地域の教育等の高度化を実現するため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援しているところであり、平成15年2月までに598事業で交付(貸付)決定。</p>	<p>平成15年2月までに約6,500校の学校を高速のネットワークで整備。(整備中を含む。)</p>		<p>・「e-Japan重点計画-2002」で掲げられた、2005年度までの概ねすべての公立小中高等学校等の高速インターネット常時接続を目指して、引き続き、地域イントラネット基盤施設整備事業等により、学校のIT環境の整備に取り組んでいく予定。 ○平成14年度補正予算 地域イントラネット基盤施設整備事業 24,365百万円 ○平成15年度政府予算案 ①地域イントラネット基盤施設整備事業 3,963百万円 ②地域公共ネットワーク基盤整備事業</p>
---	------------------	---	--	--	--